

第2 【事業の状況】

1 【業績等の概要】

(1) 業績

① 経済金融環境

当中間連結会計期間の経済環境を顧みますと、海外では、欧州やアジアで堅調な景気の拡大が続く、米国では住宅建設の減少等により経済成長が緩やかなものになりました。わが国では、一部に弱い動きが見られたものの、輸出の増加と堅調な設備投資を背景に緩やかな景気拡大が続きました。

金融資本市場におきましては、米国の住宅金融における不良債権問題の拡がり等を背景に、米国の政策金利が9月に引き下げられました。一方、国内では政策金利が据え置かれ、短期市場金利である無担保コールレート(オーバーナイト物)はほぼ横ばいで推移しました。長期市場金利である10年物国債の流通利回りは期中に上昇したものの、欧米長期金利の低下を受けて期末には概ね期初の水準に戻りました。こうした経済金融情勢や世界的なリスク再評価等の動きを背景に、前期末対比で日経平均株価は下落し、対米ドル為替レートは円高となりました。

金融界におきましては、幅広い金融商品について横断的な利用者保護の枠組み等を整備した金融商品取引法や、全面的に内容を見直した新たな信託法が9月末に施行されました。また、4月に住宅金融公庫が廃止され、新たに独立行政法人住宅金融支援機構が発足したほか、5月には5つの政府系金融機関を統合するための日本政策金融公庫法が成立し、10月1日には郵政事業の民営化が実施されました。

② 経営戦略

当行グループは、経済金融情勢や競争環境といった経営環境が大きく変化したことを踏まえ、今年度、平成21年度までの3年間を対象とする中期経営計画「LEAD THE VALUE計画」をスタートさせました。

本計画では、当行グループがお客さまに提供する付加価値である「先進性」「スピード」「提案・解決力」を極大化することによって、「最高の信頼を得られ世界に通じる金融グループ」を目指していくことを基本方針とし、経営目標として、

- 成長事業領域におけるトップクオリティの実現
- グローバルプレーヤーに相応しい財務体質の実現
- 株主還元の実現

の3点を掲げております。

また、本計画におきましては、「成長事業領域の重点的強化」と「持続的成長に向けた企業基盤の整備」の2点を基軸として、戦略施策を展開してまいります。

(1) 成長事業領域の重点的強化

今後大きく成長する事業領域にフォーカスし、その領域においてお客さまの期待を超える価値を提供することによってトップクオリティを実現、持続的成長を果たしてまいります。当社が特に注力する成長事業領域は以下の7つです。

- ① 個人向け金融コンサルティングビジネス
- ② 法人向けソリューションビジネス
- ③ グローバルマーケットにおける特定分野
- ④ 支払・決済・コンシューマーファイナンス
- ⑤ 投資銀行・信託業務
- ⑥ 自己勘定投資
- ⑦ アセット回転型ビジネス

(2) 持続的成長に向けた企業基盤の整備

中長期的な経営目標や戦略施策を主軸とした業績目標・評価制度の導入、成長事業領域においてトップクオリティに挑戦するプロフェッショナル集団を育成するための体制整備、戦略展開に柔軟に対応できるIT基盤・事務インフラ等の整備を進め、コンプライアンス態勢を強化し、ALM・リスク管理体制を高度化することによって、付加価値の極大化を目指してまいります。

当行グループは、本計画の遂行に全役職員一丸となって全力で取り組み、持続的成長を通じて、企業価値の更なる向上を目指してまいります。

③ 営業の成果

当中間連結会計期間における業績は以下のとおりとなりました。

業容面では、預金は、前連結会計年度末対比7,726億円増加して72兆9,729億円となり、譲渡性預金は、同454億円減少して2兆5,807億円となりました。

一方、貸出金は、海外で高格付け企業への貸出やプロジェクトファイナンス等を積極的に行ったことを主因に、前連結会計年度末対比1兆5,936億円増加の61兆2,114億円となりました。

総資産は、同5兆1,520億円増加し、103兆7,226億円となりました。

損益面では、経常収益は、海外での貸出金残高の増加や国内市場金利の上昇に伴う貸出金利息の増加を主因に資金運用収益が増加したことや、持分法適用会社の業績回復を主因としてその他経常収益が増加したこと等により、前中間連結会計期間対比15.0%増の1兆5,547億円となりました。経常費用は、前連結会計年度に債券ポートフォリオのリスク圧縮を進めたことによる国債等債券損益の大幅な改善を主因にその他業務費用が減少する一方、預金利息の増加等による資金調達費用の増加や与信関係費用の増加並びに保有株式の減損等によるその他経常費用の増加を主因に、前中間連結会計期間対比19.8%増の1兆2,387億円となりました。その結果、経常利益は3,160億円、特別損益等を勘案した中間純利益は1,713億円となりました。

純資産額は、中間純利益の計上等により株主資本が前連結会計年度末対比1,715億円増加の3兆216億円となる一方、その他有価証券評価差額金が同2,076億円減少の1兆617億円となったことを主因として、同19億円減少の5兆4,105億円となりました。

事業の種類別では、銀行業、その他事業の内部取引消去前の経常収益シェアが、銀行業が89（前中間連結会計期間対比＋3）%、その他事業が11（同△3）%、となりました。

また、所在地別の内部取引消去前の経常収益シェアは、日本が74（前中間連結会計期間対比△2）%、米州が10（同＋0）%、欧州・中近東、アジア・オセアニアは、各々8（同＋2）%、8（同△0）%となりました。

連結自己資本比率は、12.05%となりました。

(2) キャッシュ・フロー

当中間連結会計期間のキャッシュ・フローは、資金の運用・調達や貸出金・預金の増減等の「営業活動によるキャッシュ・フロー」が前中間連結会計期間対比6兆3,924億円増加して9,253億円、有価証券の取得・売却や有形固定資産及びリース資産の取得・売却等の「投資活動によるキャッシュ・フロー」が同3兆5,104億円減少して△4,178億円、劣後調達等の「財務活動によるキャッシュ・フロー」が同3,135億円増加して24億円となりました。

その結果、当中間連結会計期間末の現金及び現金同等物の残高は、前連結会計年度末対比5,298億円増加して2兆4,376億円となりました。

(3) 国内・海外別業績

① 国内・海外別収支

当中間連結会計期間の資金運用収支は前中間連結会計期間比483億円の増益となる5,985億円、信託報酬は同8億円の増益となる22億円、役務取引等収支は同199億円の減益となる2,039億円、特定取引収支は同560億円の増益となる1,076億円、その他業務収支は同196億円の増益となる△127億円となりました。

国内・海外別に見ますと、国内の資金運用収支は前中間連結会計期間比260億円の増益となる4,976億円、信託報酬は同8億円の増益となる22億円、役務取引等収支は同242億円の減益となる1,739億円、特定取引収支は同572億円の増益となる1,040億円、その他業務収支は同163億円の増益となる△201億円となりました。

海外の資金運用収支は前中間連結会計期間比235億円の増益となる1,097億円、役務取引等収支は同42億円の増益となる302億円、特定取引収支は同12億円の減益となる35億円、その他業務収支は同34億円の増益となる73億円となりました。

種類	期別	国内	海外	相殺消去額(△)	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
資金運用収支	前中間連結会計期間	471,575	86,128	△7,444	550,259
	当中間連結会計期間	497,614	109,725	△8,779	598,560
うち資金運用収益	前中間連結会計期間	653,903	260,926	△20,280	894,549
	当中間連結会計期間	749,447	356,076	△32,676	1,072,847
うち資金調達費用	前中間連結会計期間	182,327	174,798	△12,835	344,290
	当中間連結会計期間	251,833	246,351	△23,897	474,287
信託報酬	前中間連結会計期間	1,407	—	—	1,407
	当中間連結会計期間	2,239	—	—	2,239
役務取引等収支	前中間連結会計期間	198,190	25,924	△183	223,932
	当中間連結会計期間	173,913	30,206	△154	203,965
うち役務取引等収益	前中間連結会計期間	255,740	29,029	△324	284,445
	当中間連結会計期間	233,692	34,967	△528	268,131
うち役務取引等費用	前中間連結会計期間	57,549	3,105	△141	60,513
	当中間連結会計期間	59,778	4,760	△374	64,165
特定取引収支	前中間連結会計期間	46,773	4,839	—	51,613
	当中間連結会計期間	104,066	3,584	—	107,651
うち特定取引収益	前中間連結会計期間	57,247	15,023	△17,774	54,496
	当中間連結会計期間	105,604	7,974	△5,927	107,651
うち特定取引費用	前中間連結会計期間	10,473	10,184	△17,774	2,883
	当中間連結会計期間	1,538	4,389	△5,927	—
その他業務収支	前中間連結会計期間	△36,434	3,953	62	△32,418
	当中間連結会計期間	△20,118	7,376	18	△12,723
うちその他業務収益	前中間連結会計期間	90,069	8,138	△23	98,184
	当中間連結会計期間	64,779	8,867	18	73,665
うちその他業務費用	前中間連結会計期間	126,504	4,184	△85	130,603
	当中間連結会計期間	84,897	1,490	—	86,388

(注) 1 「国内」とは、当行(海外店を除く)及び国内連結子会社であります。

2 「海外」とは、当行の海外店及び在外連結子会社であります。

3 金銭の信託に係る収益及び費用を「その他経常収益」「その他経常費用」に計上しておりますので、金銭の信託運用見合費用(前中間連結会計期間1百万円、当中間連結会計期間4百万円)を資金調達費用から控除して表示しております。

4 「国内」「海外」間の内部取引は、「相殺消去額(△)」欄に表示しております。

② 国内・海外別資金運用／調達の状況

当中間連結会計期間の資金運用勘定の平均残高は前中間連結会計期間比5,959億円減少して86兆6,781億円、利回りは同0.43%増加して2.48%となりました。また、資金調達勘定の平均残高は同1兆3,899億円減少して86兆3,220億円、利回りは同0.31%増加して1.10%となりました。

国内・海外別に見ますと、国内の資金運用勘定の平均残高は前中間連結会計期間比2兆4,690億円減少して74兆9,202億円、利回りは同0.31%増加して2.00%となりました。また、資金調達勘定の平均残高は2兆2,522億円減少して78兆447億円、利回りは同0.20%増加して0.65%となりました。

海外の資金運用勘定の平均残高は前中間連結会計期間比2兆2,947億円増加して12兆8,316億円、利回りは同0.60%増加して5.55%となりました。また、資金調達勘定の平均残高は同1兆2,840億円増加して9兆3,511億円、利回りは同0.94%増加して5.27%となりました。

ア 国内

種類	期別	平均残高	利息	利回り
		金額(百万円)	金額(百万円)	(%)
資金運用勘定	前中間連結会計期間	77,389,276	653,903	1.69
	当中間連結会計期間	74,920,219	749,447	2.00
うち貸出金	前中間連結会計期間	51,681,922	465,418	1.80
	当中間連結会計期間	51,793,851	546,240	2.11
うち有価証券	前中間連結会計期間	20,796,307	137,093	1.32
	当中間連結会計期間	17,484,421	142,827	1.63
うちコールローン及び買入手形	前中間連結会計期間	883,704	8,165	1.85
	当中間連結会計期間	854,841	9,629	2.25
うち買現先勘定	前中間連結会計期間	42,697	19	0.09
	当中間連結会計期間	63,945	180	0.57
うち債券貸借取引支払保証金	前中間連結会計期間	1,437,162	1,615	0.22
	当中間連結会計期間	1,217,962	4,142	0.68
うち預け金	前中間連結会計期間	1,137,894	13,690	2.41
	当中間連結会計期間	1,951,449	20,798	2.13
資金調達勘定	前中間連結会計期間	80,297,039	182,327	0.45
	当中間連結会計期間	78,044,740	251,833	0.65
うち預金	前中間連結会計期間	65,346,827	76,232	0.23
	当中間連結会計期間	65,536,136	122,942	0.38
うち譲渡性預金	前中間連結会計期間	2,698,169	1,790	0.13
	当中間連結会計期間	2,456,309	6,928	0.56
うちコールマネー及び売渡手形	前中間連結会計期間	3,937,832	1,608	0.08
	当中間連結会計期間	1,775,304	4,576	0.52
うち売現先勘定	前中間連結会計期間	142,187	127	0.18
	当中間連結会計期間	41,029	112	0.55
うち債券貸借取引受入担保金	前中間連結会計期間	2,349,592	33,050	2.81
	当中間連結会計期間	1,637,532	18,397	2.25
うち借入金	前中間連結会計期間	1,735,236	16,011	1.85
	当中間連結会計期間	2,728,188	33,045	2.42
うち短期社債	前中間連結会計期間	3,781	5	0.31
	当中間連結会計期間	2,420	8	0.67
うち社債	前中間連結会計期間	3,673,388	33,129	1.80
	当中間連結会計期間	3,596,768	36,062	2.01

(注) 1 「国内」とは、当行(海外店を除く)及び国内連結子会社であります。

2 平均残高は、原則として日々の残高の平均に基づいて算出しておりますが、一部の国内連結子会社については、週末毎、月末毎ないし半年毎の残高に基づく平均残高を使用しております。

3 無利息預け金の平均残高(前中間連結会計期間1,413,875百万円、当中間連結会計期間767,076百万円)を資金運用勘定から控除して表示しております。

4 金銭の信託に係る収益及び費用を「その他経常収益」「その他経常費用」に計上しておりますので、金銭の信託の平均残高(前中間連結会計期間2,607百万円、当中間連結会計期間2,564百万円)を資金運用勘定から、金銭の信託運用見合額の平均残高(前中間連結会計期間2,607百万円、当中間連結会計期間2,564百万円)及び利息(前中間連結会計期間1百万円、当中間連結会計期間4百万円)を資金調達勘定から、それぞれ控除して表示しております。

イ 海外

種類	期別	平均残高	利息	利回り
		金額(百万円)	金額(百万円)	(%)
資金運用勘定	前中間連結会計期間	10,536,815	260,926	4.95
	当中間連結会計期間	12,831,606	356,076	5.55
うち貸出金	前中間連結会計期間	7,236,264	181,394	5.01
	当中間連結会計期間	8,648,760	237,682	5.50
うち有価証券	前中間連結会計期間	1,085,709	28,609	5.27
	当中間連結会計期間	1,125,744	34,775	6.18
うちコールローン及び 買入手形	前中間連結会計期間	177,086	4,827	5.45
	当中間連結会計期間	255,133	6,978	5.47
うち買現先勘定	前中間連結会計期間	160,353	3,732	4.65
	当中間連結会計期間	264,308	4,077	3.09
うち債券貸借取引支払保証金	前中間連結会計期間	—	—	—
	当中間連結会計期間	—	—	—
うち預け金	前中間連結会計期間	1,363,415	26,398	3.87
	当中間連結会計期間	2,168,044	46,482	4.29
資金調達勘定	前中間連結会計期間	8,067,107	174,798	4.33
	当中間連結会計期間	9,351,128	246,351	5.27
うち預金	前中間連結会計期間	6,244,001	125,375	4.02
	当中間連結会計期間	7,723,565	156,022	4.04
うち譲渡性預金	前中間連結会計期間	761,386	18,824	4.94
	当中間連結会計期間	699,180	19,604	5.61
うちコールマネー及び 売渡手形	前中間連結会計期間	251,630	5,632	4.48
	当中間連結会計期間	311,950	7,062	4.53
うち売現先勘定	前中間連結会計期間	347,611	8,563	4.93
	当中間連結会計期間	112,325	2,892	5.15
うち債券貸借取引受入担保金	前中間連結会計期間	—	—	—
	当中間連結会計期間	—	—	—
うち借入金	前中間連結会計期間	84,867	722	1.70
	当中間連結会計期間	181,534	4,795	5.28
うち短期社債	前中間連結会計期間	—	—	—
	当中間連結会計期間	—	—	—
うち社債	前中間連結会計期間	368,175	10,763	5.85
	当中間連結会計期間	308,609	9,964	6.46

- (注) 1 「海外」とは、当行の海外店及び在外連結子会社であります。
- 2 平均残高は、原則として日々の残高の平均に基づいて算出しておりますが、一部の在外連結子会社については、週末毎、月末毎ないし半年毎の残高に基づく平均残高を使用しております。
- 3 無利息預け金の平均残高(前中間連結会計期間39,070百万円、当中間連結会計期間73,509百万円)を資金運用勘定から控除して表示しております。

ウ 合計

種類	期別	平均残高(百万円)			利息(百万円)			利回り (%)
		小計	相殺消去額 (△)	合計	小計	相殺消去額 (△)	合計	
資金運用勘定	前中間連結会計期間	87,926,091	△651,978	87,274,112	914,829	△20,280	894,549	2.05
	当中間連結会計期間	87,751,826	△1,073,676	86,678,149	1,105,524	△32,676	1,072,847	2.48
うち貸出金	前中間連結会計期間	58,918,187	△554,880	58,363,306	646,813	△11,190	635,622	2.18
	当中間連結会計期間	60,442,611	△869,058	59,573,552	783,923	△21,765	762,157	2.56
うち有価証券	前中間連結会計期間	21,882,017	—	21,882,017	165,702	△7,448	158,254	1.45
	当中間連結会計期間	18,610,166	—	18,610,166	177,602	△8,781	168,821	1.81
うちコール ローン及び 買入手形	前中間連結会計期間	1,060,790	—	1,060,790	12,993	—	12,993	2.45
	当中間連結会計期間	1,109,974	—	1,109,974	16,607	—	16,607	2.99
うち買現先勘定	前中間連結会計期間	203,051	—	203,051	3,751	—	3,751	3.69
	当中間連結会計期間	328,254	—	328,254	4,258	—	4,258	2.59
うち債券貸借 取引支払保証金	前中間連結会計期間	1,437,162	—	1,437,162	1,615	—	1,615	0.22
	当中間連結会計期間	1,217,962	—	1,217,962	4,142	—	4,142	0.68
うち預け金	前中間連結会計期間	2,501,309	△96,566	2,404,743	40,089	△1,641	38,448	3.20
	当中間連結会計期間	4,119,493	△202,691	3,916,801	67,280	△2,129	65,150	3.33
資金調達勘定	前中間連結会計期間	88,364,146	△652,150	87,711,996	357,126	△12,835	344,290	0.79
	当中間連結会計期間	87,395,869	△1,073,869	86,322,000	498,184	△23,897	474,287	1.10
うち預金	前中間連結会計期間	71,590,829	△96,590	71,494,239	201,608	△1,641	199,967	0.56
	当中間連結会計期間	73,259,702	△202,800	73,056,901	278,965	△2,129	276,835	0.76
うち譲渡性預金	前中間連結会計期間	3,459,555	—	3,459,555	20,615	—	20,615	1.19
	当中間連結会計期間	3,155,490	—	3,155,490	26,532	—	26,532	1.68
うちコール マネー及び 売渡手形	前中間連結会計期間	4,189,463	—	4,189,463	7,240	—	7,240	0.35
	当中間連結会計期間	2,087,255	—	2,087,255	11,638	—	11,638	1.12
うち売現先勘定	前中間連結会計期間	489,799	—	489,799	8,691	—	8,691	3.55
	当中間連結会計期間	153,354	—	153,354	3,005	—	3,005	3.92
うち債券貸借 取引受入担保金	前中間連結会計期間	2,349,592	—	2,349,592	33,050	—	33,050	2.81
	当中間連結会計期間	1,637,532	—	1,637,532	18,397	—	18,397	2.25
うち借入金	前中間連結会計期間	1,820,103	△555,029	1,265,074	16,734	△11,194	5,540	0.88
	当中間連結会計期間	2,909,723	△869,142	2,040,580	37,841	△21,767	16,073	1.58
うち短期社債	前中間連結会計期間	3,781	—	3,781	5	—	5	0.31
	当中間連結会計期間	2,420	—	2,420	8	—	8	0.67
うち社債	前中間連結会計期間	4,041,564	—	4,041,564	43,893	—	43,893	2.17
	当中間連結会計期間	3,905,378	—	3,905,378	46,027	—	46,027	2.36

(注) 1 「国内」、「海外」間の内部取引は、「相殺消去額(△)」欄に表示しております。

2 平均残高は、原則として日々の残高の平均に基づいて算出しておりますが、一部の連結子会社については、週末毎、月末毎ないし半年毎の残高に基づく平均残高を使用しております。

3 無利息預け金の平均残高(前中間連結会計期間1,452,922百万円、当中間連結会計期間840,477百万円)を資金運用勘定から控除して表示しております。

4 金銭の信託に係る収益及び費用を「その他経常収益」「その他経常費用」に計上しておりますので、金銭の信託の平均残高(前中間連結会計期間2,607百万円、当中間連結会計期間2,564百万円)を資金運用勘定から、金銭の信託運用見合額の平均残高(前中間連結会計期間2,607百万円、当中間連結会計期間2,564百万円)及び利息(前中間連結会計期間1百万円、当中間連結会計期間4百万円)を資金調達勘定から、それぞれ控除して表示しております。

③ 国内・海外別役務取引の状況

当中間連結会計期間の役務取引等収益は前中間連結会計期間比163億円減少して2,681億円、一方役務取引等費用は同36億円増加して641億円となったことから、役務取引等収支は同199億円の減益となる2,039億円となりました。

国内・海外別に見ますと、国内の役務取引等収益は前中間連結会計期間比220億円減少して2,336億円、一方役務取引等費用は同22億円増加して597億円となったことから、役務取引等収支は同242億円の減益となる1,739億円となりました。

海外の役務取引等収益は前中間連結会計期間比59億円増加して349億円、一方役務取引等費用は同16億円増加して47億円となったことから、役務取引等収支は同42億円の増益となる302億円となりました。

種類	期別	国内	海外	相殺消去額(△)	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
役務取引等収益	前中間連結会計期間	255,740	29,029	△324	284,445
	当中間連結会計期間	233,692	34,967	△528	268,131
うち預金・貸出業務	前中間連結会計期間	12,181	19,383	—	31,565
	当中間連結会計期間	12,196	21,802	—	33,999
うち為替業務	前中間連結会計期間	61,991	4,502	△0	66,493
	当中間連結会計期間	62,814	4,630	△0	67,444
うち証券関連業務	前中間連結会計期間	24,188	0	—	24,188
	当中間連結会計期間	6,350	67	—	6,417
うち代理業務	前中間連結会計期間	8,527	—	—	8,527
	当中間連結会計期間	8,434	178	—	8,612
うち保護預り・貸金庫業務	前中間連結会計期間	3,904	2	—	3,906
	当中間連結会計期間	3,815	2	—	3,817
うち保証業務	前中間連結会計期間	21,013	2,072	△206	22,880
	当中間連結会計期間	20,338	2,295	△174	22,460
うちクレジットカード 関連業務	前中間連結会計期間	3,421	—	—	3,421
	当中間連結会計期間	3,405	—	—	3,405
役務取引等費用	前中間連結会計期間	57,549	3,105	△141	60,513
	当中間連結会計期間	59,778	4,760	△374	64,165
うち為替業務	前中間連結会計期間	12,291	1,004	△74	13,221
	当中間連結会計期間	13,115	2,031	△66	15,081

(注) 1 「国内」とは、当行（海外店を除く）及び国内連結子会社であります。

2 「海外」とは、当行の海外店及び在外連結子会社であります。

3 「国内」、「海外」間の内部取引は、「相殺消去額(△)」欄に表示しております。

④ 国内・海外別特定取引の状況

ア 特定取引収益・費用の内訳

当中間連結会計期間の特定取引収益は前中間連結会計期間比531億円増加して1,076億円、一方特定取引費用は同28億円減少したことから、特定取引収支は同560億円の増益となる1,076億円となりました。

国内・海外別に見ますと、国内の特定取引収益は前中間連結会計期間比483億円増加して1,056億円、一方特定取引費用は同89億円減少して15億円となったことから、特定取引収支は同572億円の増益となる1,040億円となりました。

海外の特定取引収益は前中間連結会計期間比70億円減少して79億円、一方特定取引費用は同57億円減少して43億円となったことから、特定取引収支は同12億円の減益となる35億円となりました。

種類	期別	国内	海外	相殺消去額(△)	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
特定取引収益	前中間連結会計期間	57,247	15,023	△17,774	54,496
	当中間連結会計期間	105,604	7,974	△5,927	107,651
うち商品有価証券収益	前中間連結会計期間	5,837	951	—	6,788
	当中間連結会計期間	960	362	—	1,322
うち特定取引有価証券収益	前中間連結会計期間	—	—	—	—
	当中間連結会計期間	291	153	—	445
うち特定金融派生商品収益	前中間連結会計期間	50,312	14,072	△17,774	46,610
	当中間連結会計期間	100,834	7,457	△5,927	102,364
うちその他の特定取引収益	前中間連結会計期間	1,096	—	—	1,096
	当中間連結会計期間	3,518	—	—	3,518
特定取引費用	前中間連結会計期間	10,473	10,184	△17,774	2,883
	当中間連結会計期間	1,538	4,389	△5,927	—
うち商品有価証券費用	前中間連結会計期間	—	—	—	—
	当中間連結会計期間	—	—	—	—
うち特定取引有価証券費用	前中間連結会計期間	2,813	69	—	2,883
	当中間連結会計期間	—	—	—	—
うち特定金融派生商品費用	前中間連結会計期間	7,659	10,114	△17,774	—
	当中間連結会計期間	1,538	4,389	△5,927	—
うちその他の特定取引費用	前中間連結会計期間	—	—	—	—
	当中間連結会計期間	—	—	—	—

(注) 1 「国内」とは、当行（海外店を除く）及び国内連結子会社であります。

2 「海外」とは、当行の海外店及び在外連結子会社であります。

3 「国内」、「海外」間の内部取引は、「相殺消去額(△)」欄に表示しております。

イ 特定取引資産・負債の内訳(未残)

当中間連結会計期間末の特定取引資産残高は前中間連結会計期間末比800億円増加して3兆4,655億円、特定取引負債残高は同2,296億円増加して2兆1,602億円となりました。

国内・海外別に見ますと、国内の特定取引資産残高は前中間連結会計期間末比1,284億円減少して2兆9,471億円、特定取引負債残高は同470億円増加して1兆6,773億円となりました。

海外の特定取引資産残高は前中間連結会計期間末比2,043億円増加して5,437億円、特定取引負債残高は同1,785億円増加して5,082億円となりました。

種類	期別	国内	海外	相殺消去額(△)	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
特定取引資産	前中間連結会計期間	3,075,547	339,412	△29,471	3,385,488
	当中間連結会計期間	2,947,143	543,743	△25,365	3,465,521
うち商品有価証券	前中間連結会計期間	53,082	5,963	—	59,045
	当中間連結会計期間	47,462	45,704	—	93,167
うち商品有価証券派生商品	前中間連結会計期間	621	—	—	621
	当中間連結会計期間	2,693	—	—	2,693
うち特定取引有価証券	前中間連結会計期間	—	—	—	—
	当中間連結会計期間	—	—	—	—
うち特定取引有価証券派生商品	前中間連結会計期間	3,624	—	—	3,624
	当中間連結会計期間	7,488	—	—	7,488
うち特定金融派生商品	前中間連結会計期間	1,933,708	333,449	△29,471	2,237,686
	当中間連結会計期間	1,852,361	498,039	△25,365	2,325,034
うちその他の特定取引資産	前中間連結会計期間	1,084,509	—	—	1,084,509
	当中間連結会計期間	1,037,137	—	—	1,037,137
特定取引負債	前中間連結会計期間	1,630,286	329,768	△29,471	1,930,582
	当中間連結会計期間	1,677,342	508,295	△25,365	2,160,272
うち売付商品債券	前中間連結会計期間	20,487	3,087	—	23,575
	当中間連結会計期間	2,909	7,038	—	9,948
うち商品有価証券派生商品	前中間連結会計期間	695	—	—	695
	当中間連結会計期間	2,708	—	—	2,708
うち特定取引売付債券	前中間連結会計期間	—	—	—	—
	当中間連結会計期間	—	—	—	—
うち特定取引有価証券派生商品	前中間連結会計期間	3,998	—	—	3,998
	当中間連結会計期間	7,548	—	—	7,548
うち特定金融派生商品	前中間連結会計期間	1,605,104	326,680	△29,471	1,902,313
	当中間連結会計期間	1,664,176	501,256	△25,365	2,140,066
うちその他の特定取引負債	前中間連結会計期間	—	—	—	—
	当中間連結会計期間	—	—	—	—

- (注) 1 「国内」とは、当行(海外店を除く)及び国内連結子会社であります。
2 「海外」とは、当行の海外店及び在外連結子会社であります。
3 「国内」、「海外」間の内部取引は、「相殺消去額(△)」欄に表示しております。

⑤ 国内・海外別預金残高の状況

○ 預金の種類別残高(末残)

種類	期別	国内	海外	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
預金合計	前中間連結会計期間	66,275,661	5,940,485	72,216,146
	当中間連結会計期間	65,742,534	7,230,459	72,972,993
うち流動性預金	前中間連結会計期間	41,049,066	5,034,777	46,083,843
	当中間連結会計期間	40,663,382	5,946,845	46,610,228
うち定期性預金	前中間連結会計期間	21,555,985	899,400	22,455,385
	当中間連結会計期間	21,586,819	1,276,388	22,863,208
うちその他	前中間連結会計期間	3,670,609	6,307	3,676,917
	当中間連結会計期間	3,492,331	7,224	3,499,556
譲渡性預金	前中間連結会計期間	1,590,691	918,661	2,509,353
	当中間連結会計期間	1,928,844	651,948	2,580,792
総合計	前中間連結会計期間	67,866,352	6,859,147	74,725,499
	当中間連結会計期間	67,671,378	7,882,407	75,553,785

(注) 1 「国内」とは、当行(海外店を除く)及び国内連結子会社であります。

2 「海外」とは、当行の海外店及び在外連結子会社であります。

3 流動性預金＝当座預金＋普通預金＋貯蓄預金＋通知預金

4 定期性預金＝定期預金＋定期積金

⑥ 国内・海外別貸出金残高の状況
 ア 業種別貸出状況(残高・構成比)

業種別	平成18年 9 月 30 日現在		平成19年 9 月 30 日現在	
	貸出金残高	構成比	貸出金残高	構成比
	金額(百万円)	(%)	金額(百万円)	(%)
国内 (除く 特別国際金融取引勘定分)	52,685,102	100.00	52,511,089	100.00
製造業	5,577,110	10.59	5,629,927	10.72
農業、林業、漁業及び鉱業	138,844	0.26	138,498	0.26
建設業	1,415,682	2.69	1,415,533	2.70
運輸、情報通信、公益事業	2,938,776	5.58	2,939,866	5.60
卸売・小売業	5,457,076	10.36	5,415,726	10.31
金融・保険業	4,991,645	9.47	5,551,613	10.57
不動産業	7,591,901	14.41	8,003,261	15.24
各種サービス業	6,569,922	12.47	6,072,703	11.56
地方公共団体	587,012	1.11	633,009	1.22
その他	17,417,128	33.06	16,710,946	31.82
海外及び特別国際金融取引勘定分	7,075,709	100.00	8,700,388	100.00
政府等	43,239	0.61	42,466	0.49
金融機関	497,687	7.04	538,477	6.19
商工業	5,960,025	84.23	7,296,212	83.86
その他	574,756	8.12	823,232	9.46
合計	59,760,811	—	61,211,477	—

(注) 1 「国内」とは当行(海外店を除く)及び国内連結子会社であります。

2 「海外」とは当行の海外店及び在外連結子会社であります。

イ 外国政府等向け債権残高(国別)

期別	国別	外国政府等向け債権残高
		金額(百万円)
平成18年 9 月30日	インドネシア	34, 803
	アルゼンチン	2
	合計	34, 806
	(資産の総額に対する割合：%)	(0. 03)
平成19年 9 月30日	アルゼンチン	3
	合計	3
	(資産の総額に対する割合：%)	(0. 00)

(注) 対象国の政治経済情勢等を勘案して必要と認められる金額を引き当てる特定海外債権引当勘定の引当対象とされる債権残高を掲げております。

⑦ 国内・海外別有価証券の状況

○ 有価証券残高(未残)

種類	期別	国内	海外	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
国債	前中間連結会計期間	8,469,232	—	8,469,232
	当中間連結会計期間	7,222,497	—	7,222,497
地方債	前中間連結会計期間	598,776	—	598,776
	当中間連結会計期間	528,068	—	528,068
社債	前中間連結会計期間	4,040,754	—	4,040,754
	当中間連結会計期間	3,822,223	—	3,822,223
株式	前中間連結会計期間	4,306,852	—	4,306,852
	当中間連結会計期間	4,223,554	—	4,223,554
その他の証券	前中間連結会計期間	3,634,712	1,116,429	4,751,141
	当中間連結会計期間	3,254,229	1,246,256	4,500,486
合計	前中間連結会計期間	21,050,328	1,116,429	22,166,757
	当中間連結会計期間	19,050,573	1,246,256	20,296,830

(注) 1 「国内」とは、当行(海外店を除く)及び国内連結子会社であります。

2 「海外」とは、当行の海外店及び在外連結子会社であります。

3 「その他の証券」には、外国債券及び外国株式を含んでおります。

(4) 「金融機関の信託業務の兼営等に関する法律」に基づく信託業務の状況

「金融機関の信託業務の兼営等に関する法律」に基づき信託業務を営む会社は、提出会社1社であります。

① 信託財産の運用／受入の状況(信託財産残高表)

資産				
科目	前中間連結会計期間 (平成18年9月30日現在)		当中間連結会計期間 (平成19年9月30日現在)	
	金額(百万円)	構成比(%)	金額(百万円)	構成比(%)
貸出金	8,080	0.63	4,150	0.40
有価証券	241,904	18.77	285,533	27.78
受託有価証券	33,297	2.58	3,274	0.32
金銭債権	708,378	54.96	660,147	64.23
有形固定資産	—	—	84	0.01
その他債権	1,009	0.08	1,332	0.13
銀行勘定貸	50,733	3.94	45,893	4.46
現金預け金	245,401	19.04	27,401	2.67
合計	1,288,805	100.00	1,027,818	100.00

負債				
科目	前中間連結会計期間 (平成18年9月30日現在)		当中間連結会計期間 (平成19年9月30日現在)	
	金額(百万円)	構成比(%)	金額(百万円)	構成比(%)
金銭信託	529,687	41.10	351,198	34.17
金銭信託以外の金銭の信託	—	—	45	0.00
有価証券の信託	33,297	2.58	3,274	0.32
金銭債権の信託	595,876	46.24	560,068	54.49
包括信託	129,944	10.08	113,230	11.02
合計	1,288,805	100.00	1,027,818	100.00

(注) 1 共同信託他社管理財産はありません。

2 元本補てん契約のある信託については取り扱っておりません。

② 貸出金残高の状況(業種別貸出状況)

業種別	前中間連結会計期間 (平成18年9月30日現在)		当中間連結会計期間 (平成19年9月30日現在)	
	貸出金残高(百万円)	構成比(%)	貸出金残高(百万円)	構成比(%)
製造業	1,000	12.38	1,000	24.10
農業、林業、漁業及び鉱業	—	—	—	—
建設業	—	—	—	—
運輸、情報通信、公益事業	4,880	60.39	1,450	34.94
卸売・小売業	1,000	12.38	—	—
金融・保険業	1,200	14.85	1,200	28.91
不動産業	—	—	—	—
各種サービス業	—	—	500	12.05
地方公共団体	—	—	—	—
その他	—	—	—	—
合計	8,080	100.00	4,150	100.00

(単体情報)

(参考)

当行の単体情報のうち、参考として以下の情報を掲げております。

1 損益の概要(単体)

	前中間会計期間 (百万円)(A)	当中間会計期間 (百万円)(B)	増減(百万円) (B)－(A)
業務粗利益 (除く国債等債券損益)	609,120 (670,813)	718,492 (724,741)	109,372 (53,928)
うち信託報酬	1,407	2,239	832
経費(除く臨時処理分)	297,511	327,587	30,076
人件費	96,868	107,258	10,390
物件費	183,893	200,867	16,974
税金	16,749	19,462	2,713
業務純益(一般貸倒引当金繰入前) (除く国債等債券損益)	311,609 (373,301)	390,904 (397,153)	79,295 (23,852)
一般貸倒引当金繰入額 ①	—	7,784	7,784
業務純益	311,609	383,119	71,510
うち国債等債券損益	△61,692	△6,249	55,443
臨時損益	△42,531	△225,270	△182,739
不良債権処理額 ②	46,701	106,441	59,740
株式等損益	8,720	△103,816	△112,536
株式等売却益	14,742	8,224	△6,518
株式等売却損	97	546	449
株式等償却	5,924	111,494	105,570
その他臨時損益	△4,550	△15,012	△10,462
経常利益	269,078	157,849	△111,229
特別損益	29,272	△2,639	△31,911
うち固定資産処分損益	△864	450	1,314
うち減損損失	1,457	3,095	1,638
うち貸倒引当金戻入益 ③	13,330	—	△13,330
うち償却債権取立益 ④	137	6	△131
うち退職給付信託返還益	36,330	—	△36,330
うち子会社整理損	18,203	—	△18,203
税引前中間純利益	298,351	155,209	△143,142
法人税、住民税及び事業税	7,753	7,210	△543
法人税等調整額	106,951	84,200	△22,751
中間純利益	183,646	63,798	△119,848

与信関係費用 ①＋②－③－④	33,233	114,220	80,987
一般貸倒引当金繰入額	△19,549	7,784	27,333
貸出金償却	39,937	59,177	19,240
個別貸倒引当金繰入額	6,265	44,500	38,235
貸出債権売却損等	6,764	4,703	△2,061
特定海外債権引当勘定繰入額	△46	△1,941	△1,895
償却債権取立益	137	6	△131

(注) 1 業務粗利益＝(資金運用収支＋金銭の信託運用見合費用)＋信託報酬＋役務取引等収支＋特定取引収支＋その他業務収支

2 「金銭の信託運用見合費用」とは、金銭の信託取得に係る資金調達費用であり、金銭の信託運用損益が臨時損益に計上されているため、業務費用から控除しているものであります。

3 業務純益＝業務粗利益－経費(除く臨時処理分)－一般貸倒引当金繰入額

4 臨時損益とは、中間損益計算書中「その他経常収益・費用」から一般貸倒引当金繰入額を除き、金銭の信託運用見合費用及び退職給付費用のうち臨時費用処理分等を加えたものであります。

5 国債等債券損益＝国債等債券売却益＋国債等債券償還益－国債等債券売却損－国債等債券償還損－国債等債券償却

2 利鞘(国内業務部門)(単体)

	前中間会計期間 (%) (A)	当中間会計期間 (%) (B)	増減(%) (B) - (A)
(1) 資金運用利回り ①	1.47	1.78	0.31
貸出金利回り ③	1.65	2.00	0.35
有価証券利回り	1.00	1.37	0.37
(2) 資金調達原価 ②	0.88	1.21	0.33
資金調達利回り	0.11	0.36	0.25
預金等利回り ④	0.06	0.22	0.16
外部負債利回り	0.31	0.71	0.40
経費率	0.77	0.85	0.08
(3) 総資金利鞘 ①－②	0.59	0.57	△0.02
預貸金利鞘 ③－④	1.59	1.78	0.19

(注) 1 「国内業務部門」とは本邦店の円建諸取引であります。

2 「外部負債」＝コールマネー＋売現先勘定＋債券貸借取引受入担保金＋売渡手形＋コマーシャル・ペーパー
＋借入金

3 預金・貸出金の状況(単体)

(1) 銀行勘定

① 預金・貸出金の残高

	前中間会計期間 (百万円)(A)	当中間会計期間 (百万円)(B)	増減(百万円) (B)－(A)
預金(末残)	66,147,242	66,379,291	232,049
預金(平残)	65,353,334	66,468,256	1,114,922
貸出金(末残)	53,902,477	55,025,706	1,123,229
貸出金(平残)	52,590,383	53,538,562	948,179

(注) 預金には譲渡性預金を含めておりません。

② 個人・法人別預金残高(国内)

	前中間会計期間 (百万円)(A)	当中間会計期間 (百万円)(B)	増減(百万円) (B)－(A)
個人	33,815,971	33,582,089	△233,882
法人	28,883,451	28,537,903	△345,548
合計	62,699,422	62,119,992	△579,430

(注) 本支店間未達勘定整理前の計数であり、譲渡性預金及び特別国際金融取引勘定分を除いております。

③ 消費者ローン残高

	前中間会計期間 (百万円)(A)	当中間会計期間 (百万円)(B)	増減(百万円) (B)－(A)
消費者ローン残高	14,531,670	14,442,717	△88,953
住宅ローン残高	13,583,819	13,507,255	△76,564
その他ローン残高	947,851	935,461	△12,390

④ 中小企業等貸出金

		前中間会計期間 (A)	当中間会計期間 (B)	増減 (B)－(A)
中小企業等貸出金残高	① 百万円	36,114,517	36,338,166	223,649
総貸出金残高	② 百万円	48,498,229	48,045,111	△453,118
中小企業等貸出金比率	①／② %	74.46	75.63	1.17
中小企業等貸出先件数	③ 件	1,946,551	1,902,063	△44,488
総貸出先件数	④ 件	1,950,924	1,906,374	△44,550
中小企業等貸出先件数比率	③／④ %	99.77	99.77	0.00

(注) 1 貸出金残高には、海外店分及び特別国際金融取引勘定分は含まれておりません。

2 中小企業等とは、資本金3億円(ただし、卸売業は1億円、小売業、サービス業は5千万円)以下の会社又は常用する従業員が300人(ただし、卸売業は100人、小売業は50人、サービス業は100人)以下の会社及び個人であります。

(2) 信託勘定

① 元本補てん契約のある信託の元本・貸出金の残高
該当ありません。

② 元本補てん契約のある信託の個人・法人別元本残高
該当ありません。

③ 消費者ローン残高
該当ありません。

④ 中小企業等貸出金

		前中間会計期間 (A)	当中間会計期間 (B)	増減 (B)－(A)
中小企業等貸出金残高	① 百万円	4,880	1,450	△3,430
総貸出金残高	② 百万円	8,080	4,150	△3,930
中小企業等貸出金比率	①／② %	60.39	34.93	△25.46
中小企業等貸出先件数	③ 件	5	3	△2
総貸出先件数	④ 件	8	6	△2
中小企業等貸出先件数比率	③／④ %	62.50	50.00	△12.50

(注) 中小企業等とは、資本金3億円(ただし、卸売業は1億円、小売業、サービス業は5千万円)以下の会社又は常用する従業員が300人(ただし、卸売業は100人、小売業は50人、サービス業は100人)以下の会社及び個人であります。

(自己資本比率の状況)

(参考)

自己資本比率は、平成19年3月31日から「銀行法第14条の2の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準」(平成18年金融庁告示第19号。以下、「告示」という。)に定められた算式に基づき、連結ベースと単体ベースの双方について算出しております。なお、平成18年9月30日は「銀行法第14条の2の規定に基づき自己資本比率の基準を定める件」(平成5年大蔵省告示第55号。以下「旧告示」という。)に定められた算式に基づき、連結ベースと単体ベースの双方について算出しております。

なお、当行は、国際統一基準を適用のうえ、信用リスク・アセットの算出においては基礎的内部格付手法を採用するとともに、マーケット・リスク規制を導入しております。

連結自己資本比率(国際統一基準)

項目		平成18年9月30日	平成19年9月30日
		金額(百万円)	金額(百万円)
基本的項目 (Tier 1)	資本金	664,986	664,986
	うち非累積的永久優先株(注) 1	—	—
	新株式申込証拠金	—	—
	資本剰余金	1,603,512	1,603,512
	利益剰余金	448,757	753,192
	自己株式(△)	—	—
	自己株式申込証拠金	—	—
	社外流出予定額(△)	—	74,613
	その他有価証券の評価差損(△)	—	—
	為替換算調整勘定	△52,757	△15,571
	新株予約権	4	27
	連結子会社の少数株主持分	1,025,875	1,394,544
	うち海外特別目的会社の発行する優先出資証券(※)	835,970	1,151,737
	営業権相当額(△)	5	3
	のれん相当額(△)	—	—
	企業結合等により計上される無形固定資産相当額(△)	—	—
	証券化取引に伴い増加した自己資本相当額(△)	—	41,372
	期待損失額が適格引当金を上回る額の50%相当額(△)	—	—
	繰延税金資産の控除前の[基本的項目]計 (上記各項目の合計額)	3,690,374	4,284,702
	繰延税金資産の控除金額(△)(注) 2	—	—
	計 (A)	3,690,374	4,284,702
	うちステップ・アップ金利条項付の 優先出資証券(注) 3	212,220	527,987
補完的項目 (Tier 2)	その他有価証券の連結貸借対照表計上額の合計額 から帳簿価額の合計額を控除した額の45%相当額	648,516	689,175
	土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の 差額の45%相当額	39,709	39,163
	一般貸倒引当金	694,015	40,867
	適格引当金が期待損失額を上回る額	—	212,471
	負債性資本調達手段等	2,595,141	2,507,177
	うち永久劣後債務(注) 4	1,126,153	1,055,578
	うち期限付劣後債務及び期限付優先株(注) 5	1,468,987	1,451,598
	計	3,977,382	3,488,855
	うち自己資本への算入額 (B)	3,690,374	3,488,855

項目		平成18年 9 月30日	平成19年 9 月30日
		金額(百万円)	金額(百万円)
準補完的項目 (Tier 3)	短期劣後債務	—	—
	うち自己資本への算入額 (C)	—	—
控除項目	控除項目(注) 6 (D)	264,544	383,831
自己資本額	(A)+(B)+(C)-(D) (E)	7,116,203	7,389,727
リスク・ アセット等	資産(オン・バランス)項目	58,769,353	46,718,754
	オフ・バランス取引等項目	6,363,767	10,508,263
	信用リスク・アセットの額 (F)	65,133,120	57,227,017
	マーケット・リスク相当額に係る額 ((H)/8%) (G)	364,429	362,303
	(参考)マーケット・リスク相当額 (H)	29,154	28,984
	オペレーショナル・リスク相当額に係る額 ((J)/8%) (I)	—	3,691,228
	(参考)オペレーショナル・リスク相当額 (J)	—	295,298
	旧所要自己資本の額に告示に定める率を乗じて 得た額が新所要自己資本の額を上回る額に12.5 を乗じて得た額 (K)	—	—
	計((F)+(G)+(I)+(K)) (L)	65,497,549	61,280,548
連結自己資本比率(国際統一基準) = E/L × 100 (%)		10.86%	12.05%
(参考)Tier 1 比率 = A/L × 100 (%)		5.63%	6.99%

- (注) 1 資本金の「うち非累積的永久優先株」については、非累積的永久優先株に係る資本項目別の残高内訳がないため記載しておりません。なお、基本的項目に含まれる非累積的永久優先株の額は平成18年 9 月30日現在 405,003百万円、平成19年 9 月30日現在210,003百万円であります。
- 2 繰延税金資産の純額に相当する額は平成18年 9 月30日現在898,540百万円、平成19年 9 月30日現在794,575百万円であります。また、基本的項目への繰延税金資産の算入上限額は平成18年 9 月30日現在1,476,149百万円、平成19年 9 月30日現在1,285,410百万円であります。
- 3 告示第5条第2項(旧告示第4条第2項)に掲げるもの、すなわち、ステップ・アップ金利等の特約を付すなど償還を行う蓋然性を有する株式等(海外特別目的会社の発行する優先出資証券を含む。)であります。
- 4 告示第6条第1項第4号(旧告示第5条第1項第4号)に掲げる負債性資本調達手段で次に掲げる性質のすべてを有するものであります。
- (1) 無担保で、かつ、他の債務に劣後する払込済のものであること。
- (2) 一定の場合を除き、償還されないものであること。
- (3) 業務を継続しながら損失の補てんに充当されるものであること。
- (4) 利払い義務の延期が認められるものであること。
- 5 告示第6条第1項第5号及び第6号(旧告示第5条第1項第5号及び第6号)に掲げるものであります。ただし、期限付劣後債務は契約時における償還期間が5年を超えるものに限られております。
- 6 告示第8条第1項第1号から第6号(旧告示第7条第1項)に掲げるものであり、他の金融機関の資本調達手段の意図的な保有相当額、及び第2号(旧告示第7条第1項第2号)に規定するものに対する投資に相当する額が含まれております。

単体自己資本比率(国際統一基準)

項目		平成18年 9 月30日 金額(百万円)	平成19年 9 月30日 金額(百万円)
基本的項目 (Tier 1)	資本金	664,986	664,986
	うち非累積的永久優先株(注) 1	—	—
	新株式申込証拠金	—	—
	資本準備金	665,033	665,033
	その他資本剰余金	702,514	702,514
	利益準備金	—	—
	その他利益剰余金	676,709	824,151
	その他(※)	838,728	921,300
	自己株式(△)	—	—
	自己株式申込証拠金	—	—
	社外流出予定額(△)	—	74,613
	その他有価証券の評価差損(△)	—	—
	新株予約権	—	—
	営業権相当額(△)	—	—
	のれん相当額(△)	—	—
	企業結合等により計上される無形固定資産相当額(△)	—	—
	証券化取引に伴い増加した自己資本相当額(△)	—	41,372
	期待損失額が適格引当金を上回る額の50%相当額(△)	—	—
	繰延税金資産の控除前の[基本的項目]計 (上記各項目の合計額)	3,547,973	3,662,001
	繰延税金資産の控除金額(△)(注) 2	—	—
	計 (A)	3,547,973	3,662,001
	うちステップ・アップ金利条項付の 優先出資証券(注) 3	212,220	515,487
補完的項目 (Tier 2)	その他有価証券の貸借対照表計上額の合計額から 帳簿価額の合計額を控除した額の45%相当額	637,941	683,006
	土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の 差額の45%相当額	33,225	32,717
	一般貸倒引当金	553,458	—
	適格引当金が期待損失額を上回る額	—	120,404
	負債性資本調達手段等(注) 4	2,523,141	2,651,913
	うち永久劣後債務(注) 5	1,114,153	1,043,578
	うち期限付劣後債務及び期限付優先株(注) 6	1,408,987	1,384,598
	計	3,747,767	3,488,042
	うち自己資本への算入額 (B)	3,547,973	3,488,042

項目		平成18年 9 月30日	平成19年 9 月30日
		金額(百万円)	金額(百万円)
準補完的項目 (Tier 3)	短期劣後債務	—	—
	うち自己資本への算入額 (C)	—	—
控除項目	控除項目(注) 7 (D)	104, 290	335, 470
自己資本額	(A) + (B) + (C) - (D) (E)	6, 991, 656	6, 814, 573
リスク・ アセット等	資産(オン・バランス)項目	54, 511, 090	41, 649, 750
	オフ・バランス取引等項目	6, 047, 594	8, 894, 519
	信用リスク・アセットの額 (F)	60, 558, 685	50, 544, 270
	マーケット・リスク相当額に係る額 ((H)/8%) (G)	305, 602	257, 311
	(参考)マーケット・リスク相当額 (H)	24, 448	20, 584
	オペレーショナル・リスク相当額に係る額 ((J)/8%) (I)	—	3, 042, 353
	(参考)オペレーショナル・リスク相当額 (J)	—	243, 388
	旧所要自己資本の額に告示に定める率を乗じて 得た額が新所要自己資本の額を上回る額に12.5 を乗じて得た額 (K)	—	—
計((F) + (G) + (I) + (K)) (L)		60, 864, 287	53, 843, 935
単体自己資本比率(国際統一基準) = E/L × 100 (%)		11. 48%	12. 65%
(参考)Tier 1 比率 = A/L × 100 (%)		5. 82%	6. 80%

- (注) 1 資本金の「うち非累積的永久優先株」については、非累積的永久優先株に係る資本項目別の残高内訳がないため記載しておりません。なお、基本的項目に含まれる非累積的永久優先株の額は平成18年 9 月30日現在 405, 003百万円、平成19年 9 月30日現在210, 003百万円であります。
- 2 繰延税金資産の純額に相当する額は平成18年 9 月30日現在889, 187百万円、平成19年 9 月30日現在775, 698百万円であります。また、基本的項目への繰延税金資産の算入上限額は平成18年 9 月30日現在1, 419, 189百万円、平成19年 9 月30日現在1, 098, 600百万円であります。
- 3 告示第17条第2項(旧告示第14条第2項)に掲げるもの、すなわち、ステップ・アップ金利等の特約を付すなど償還を行う蓋然性を有する株式等(海外特別目的会社の発行する優先出資証券を含む。)であります。
- 4 平成19年 9 月30日現在の「負債性資本調達手段等」には、告示第17条第3項に基づく海外特別目的会社の発行する優先出資証券の基本的項目への算入限度を超過するもののうち、補完的項目の算入対象となる額 223, 736百万円を含めて記載しております。
- 5 告示第18条第1項第4号(旧告示第15条第1項第4号)に掲げる負債性資本調達手段で次に掲げる性質のすべてを有するものであります。
- (1) 無担保で、かつ、他の債務に劣後する払込済のものであること。
 - (2) 一定の場合を除き、償還されないものであること。
 - (3) 業務を継続しながら損失の補てんに充当されるものであること。
 - (4) 利払い義務の延期が認められるものであること。
- 6 告示第18条第1項第5号及び第6号(旧告示第15条第1項第5号及び第6号)に掲げるものであります。ただし、期限付劣後債務は契約時における償還期間が5年を超えるものに限られております。
- 7 告示第20条第1項第1号から第5号(旧告示第17条第1項)に掲げるものであり、他の金融機関の資本調達手段の意図的な保有相当額が含まれております。

(※) 「連結自己資本比率(国際統一基準)」における「基本的項目」の中の「うち海外特別目的会社の発行する優先出資証券」には、当行及び株式会社関西アーバン銀行の海外特別目的会社が発行している以下の6件の優先出資証券が含まれております。「単体自己資本比率(国際統一基準)」における「基本的項目」の中の「その他」には、当行の海外特別目的会社が発行している5件の優先出資証券が含まれております。

1. 当行の海外特別目的会社が発行している優先出資証券の概要

発行体	SB Treasury Company L. L. C. (“SBTC-LLC”)	SB Equity Securities (Cayman), Limited(“SBES”)	Sakura Preferred Capital (Cayman) Limited(“SPCL”)
発行証券の種類	配当非累積的永久優先出資証券	配当非累積的永久優先出資証券	配当非累積的永久優先出資証券
償還期限	定めず	定めず	定めず
任意償還	平成20年6月以降の各配当支払日 (ただし金融庁の事前承認が必要)	平成21年6月以降の各配当支払日 (ただし金融庁の事前承認が必要)	平成21年1月以降の各配当支払日 (ただし金融庁の事前承認が必要)
発行総額	1,800百万米ドル	340,000百万円 Series A-1 315,000百万円 Series A-2 5,000百万円 Series B 20,000百万円	283,750百万円 Initial Series 258,750百万円 Series B 25,000百万円
払込日	平成10年2月18日	Series A-1 平成11年2月26日 Series A-2 平成11年3月26日 Series B 平成11年3月1日	Initial Series 平成10年12月24日 Series B 平成11年3月30日
配当率	固定 (ただし平成20年6月の配当支払日以降は、変動配当率が適用されるとともに、150ペーシス・ポイントのステップアップ金利が付される)	Series A-1 変動(金利ステップアップなし) Series A-2 変動(金利ステップアップなし) Series B 固定(ただし平成21年6月の配当支払日以降は変動配当。金利ステップアップなし)	Initial Series 変動(金利ステップアップなし) Series B 変動(金利ステップアップなし)
配当日	毎年6月・12月の最終営業日	毎年6月・12月の最終営業日	毎年7月24日と1月24日 (休日の場合は翌営業日)
配当停止条件	以下のいずれかの事由が発生した場合は、配当の支払いは停止される(停止された配当は累積しない)。 ①当行が自己資本比率/Tier1比率の最低水準を達成できない場合(ただし配当停止は当行の任意) ②当行につき、清算、破産または清算の会社更生が開始された場合 ③当行優先株式 ^{(注)2} または普通株式への配当が停止され、かつ当行が本優先出資証券への配当停止を決めた場合	以下のいずれかの事由が発生した場合は、配当の支払いは停止される(停止された配当は累積しない)。 ①「損失吸収事由 ^{(注)1} 」が発生した場合 ②当行優先株式 ^{(注)2} への配当が停止された場合 ③当行の配当可能利益が、当行優先株式 ^{(注)2} 及びSBTC-LLCが発行した優先出資証券への年間配当予定額の合計額以下となる場合 ④当行普通株式への配当が停止され、かつ当行が本優先出資証券 ^{(注)3} への配当停止を決めた場合	以下のいずれかの事由が発生した場合は、配当の支払いは停止される(停止された配当は累積しない)。 ①当行優先株式 ^{(注)2} について当行直近事業年度にかかる配当が一切支払われなかった場合 ②当行自己資本比率が規制上必要な比率を下回った場合(ただし、下記の強制配当事由の不存在を条件とする) ③当行が発行会社に対し配当不払いの通知をした場合(ただし、下記の強制配当事由の不存在を条件とする) ④当行が支払不能若しくは債務超過である旨の通知を当行が発行会社に行った場合
配当制限	規定なし	当行優先株式 ^{(注)2} への配当が減額された場合は本優先出資証券 ^{(注)3} への配当も同じ割合で減額される。	当行優先株式 ^{(注)2} への配当が減額された場合は本優先出資証券 ^{(注)3} への配当も同じ割合で減額される。
分配可能金額制限	規定なし	本優先出資証券 ^{(注)3} への配当額は、当行の配当可能利益／予想配当可能利益から、当行優先株式 ^{(注)2} 及びSBTC-LLCが発行した優先出資証券への年間配当予定額を差し引いた、残余額の範囲内でなければならない ^{(注)4} ^{(注)5} 。	本優先出資証券 ^{(注)3} への配当金は、直近事業年度の当行分配可能額(当行優先株式 ^{(注)2} への配当があればその額を控除した額)の範囲内で支払われる ^{(注)6} 。

強制配当	当行直近事業年度につき当行株式への配当が支払われた場合には、同事業年度末を含む暦年の12月及び翌暦年の6月における配当が全額なされる。	当行直近事業年度につき当行普通株式への配当が支払われた場合には、同事業年度末を含む暦年の12月及び翌暦年の6月における配当が全額なされる。ただし、上記「配当停止条件」①ないし③、「配当制限」及び「分配可能金額制限」の制限に服する。	当行直近事業年度の当行普通株式の中間又は期末配当が支払われた場合には同事業年度末以降連続する2配当支払日(同年度末を含む暦年の7月及び翌暦年の1月)における配当が全額なされる。ただし、上記の「配当停止条件」④及び「分配可能金額制限」の制限に服する。
残余財産分配請求権	当行優先株式 ^{(注)2} と同格	当行優先株式 ^{(注)2} と同格	当行優先株式 ^{(注)2} と同格

(注) 1 損失吸収事由

当行につき、①自己資本比率／Tier1比率の最低水準未達、②債務不履行、③債務超過、または④「管理変更事由」(④清算事由<清算、破産または清算の会社更生>の発生、⑤会社更生、会社整理等の手続開始、⑥監督当局が、当行が支払不能または債務超過の状態にあること、または当行を公的管理に置くことを公表)が発生すること。ただし①の場合は、配当を停止するかどうかは当行の任意。

2 当行優先株式

自己資本比率規制上の基本的項目と認められる当行優先株式。今後発行される当行優先株式を含む。

3 本優先出資証券

当該発行体が今後新たに優先出資証券を発行した場合は、当該新発優先出資証券を含む。

4 SBESの分配可能金額制限における予想配当可能利益の勘案

当該現事業年度における本優先出資証券への年間配当予定額が、前事業年度末の当行の配当可能利益を基に計算した残余額の範囲内であっても、翌事業年度における本優先出資証券への年間配当予定額が、当該現事業年度末の当行の予想配当可能利益を基に計算した残余額を超える見込みである場合には、当該現事業年度における本優先出資証券への配当は、現事業年度末の予想配当可能利益を基に計算した残余額の範囲内で支払われる。

5 SBES以外の発行体から優先出資証券が発行されている場合の分配可能金額制限

SBES以外の当行連結子会社が、本優先出資証券と実質的に同条件の優先出資証券(「案分配当証券」)を発行している場合は、本優先出資証券への年間配当額は、案分配当証券がなければその限度額となる「残余額」に、本優先出資証券への年間配当予定額を分子、本優先出資証券への年間配当予定額と案分配当証券への年間配当予定額の和を分母とする分数を乗じて得られる金額の範囲内でなければならない。

6 SPCL以外の発行体から優先出資証券が発行されている場合の分配可能金額制限

SPCL以外の当行連結子会社が、配当受領権において当行優先株式と同格の証券を発行している場合は、本優先出資証券への配当額は、直近事業年度の当行分配可能額(当行優先株式への配当があればその額を控除した額)に、本優先出資証券への配当予定額を分子、本優先出資証券への配当予定額と当該連結子会社が発行する証券への配当予定額の和を分母とする分数を乗じて得られる金額の範囲内でなければならない。

発行体	SMBC Preferred Capital USD 1 Limited	SMBC Preferred Capital GBP 1 Limited
発行証券の種類	配当非累積的永久優先出資証券	配当非累積的永久優先出資証券
償還期限	定めず	定めず
任意償還	平成29年1月以降の各配当支払日 (ただし金融庁の事前承認が必要)	平成29年1月以降の各配当支払日 (ただし金融庁の事前承認が必要)
発行総額	1,650百万米ドル	500百万英ポンド
払込日	平成18年12月18日	同左
配当率	固定 (ただし平成29年1月の配当支払日以降は、変動配当率が適用されるとともにステップアップ金利が付される)	固定 (ただし平成29年1月の配当支払日以降は、変動配当率が適用されるとともにステップアップ金利が付される)
配当日	毎年1月25日及び7月25日	平成29年1月までは毎年1月25日 平成29年7月以降は毎年1月25日及び7月25日
配当停止条件	強制配当停止事由 ①当行に「清算事由 ^{(注)1} 」又は「支払不能事由 ^{(注)2} 」が発生した場合には、配当が停止される(停止された配当は累積しない)。 ②「配当制限」又は「分配可能額制限」が適用される場合には、配当が減額又は停止される。 任意配当停止事由 「監督事由 ^{(注)3} 」に抵触する場合、又は、当行優先株式 ^{(注)4} が存在しない状況で当行普通株式の配当を行っていない場合には、配当が減額又は停止できる。	同左
配当制限	当行優先株式 ^{(注)4} への配当が減額又は停止された場合は、本優先出資証券への配当も同じ割合で減額又は停止される。	同左
分配可能額制限	「分配可能額 ^{(注)5} 」が本優先出資証券及び同順位証券の配当総額に不足している場合、本優先出資証券への配当金は「処分可能分配可能額 ^{(注)6} 」に等しい金額となる。	同左
強制配当	当行直近事業年度につき当行普通株式への配当が支払われた場合には、本優先出資証券への配当が全額なされる。ただし、上記「配当停止条件」の制限に服する。	同左
残余財産分配請求権	当行優先株式 ^{(注)4} と同格	同左

(注) 1 清算事由

清算手続の開始、裁判所による破産手続開始の決定、裁判所による事業の全部の廃止を内容とする更生計画案の作成の許可。

2 支払不能事由

債務に対する支払不能(破産法上の支払不能)、債務超過、監督当局が関連法規に基づき当行が支払不能の状態に陥っているという決定の下に法的措置をとること。

3 監督事由

当行の自己資本比率またはTier1比率が、それぞれ8%、4%を下回る場合。

4 当行優先株式

自己資本比率規制上の基本的項目と認められる当行優先株式。今後発行される当行優先株式を含む。

5 分配可能額

直前に終了した当行の事業年度に関する計算書類確定時点における会社法上の分配可能額から、直前に終了した事業年度の末時点での当行の優先株式の保有者に対して当該計算書類確定時点以降に支払われた配当額または支払われる予定の配当額、及び、当該事業年度において到来するすべての配当支払日に支払われるべきSBTC-LLCの配当総額を差し引いた額をいう。

6 処分可能分配可能額

当該事業年度中に支払われる当行優先出資証券及び同順位証券への配当総額が、当行優先出資証券に係る「分配可能額」を超えないように、当行優先出資証券及び同順位証券間で当該「分配可能額」を按分して計算された、各当行優先出資証券の各配当支払日において支払可能な金額をいう。

2. 株式会社関西アーバン銀行の海外特別目的会社が発行している優先出資証券の概要

発行体	KUBC Preferred Capital Cayman Limited
発行証券の種類	非累積型・固定／変動配当・優先出資証券(以下、「本優先出資証券」という。)
償還期限	定めず
任意償還	平成24年7月以降の各配当支払日 (ただし金融庁の事前承認が必要)
発行総額	125億円
払込日	平成19年1月25日
配当率	固定 (ただし平成29年7月の配当支払日以降は、変動配当率が適用されるとともに、100ペーシス・ポイントのステップ・アップ金利が付される)
配当日	毎年1月25日と7月25日(初回配当支払日は平成19年7月25日) 該当日が営業日でない場合は直後の営業日
配当停止条件	以下のいずれかの事項に該当する場合は、当該配当支払日における配当は支払われない。 (1) 当該配当支払日の直前に終了した事業年度中の日を基準日とする株式会社関西アーバン銀行最優先株式 ^{(注)1} に対する配当を全く支払わない旨宣言され、それが確定した場合。 (2) 当該配当支払日の5営業日前までに、株式会社関西アーバン銀行が発行会社に対し支払不能証明書 ^{(注)2} を交付した場合。 (3) 当該配当支払日が監督期間 ^{(注)3} 中に到来し、かつ、株式会社関西アーバン銀行が、当該配当支払日の5営業日前までに、発行会社に対して当該配当支払日に本優先出資証券に関して配当を行うことを禁止する旨の監督期間配当指示 ^{(注)4} を交付している場合。 (4) 当該配当支払日が強制配当支払日でなく、当該配当支払日の5営業日以前に、株式会社関西アーバン銀行が発行会社に対して当該配当支払日に配当を行わないよう求める配当不払指示 ^{(注)5} を交付している場合。 (5) 当該配当支払日が、株式会社関西アーバン銀行の清算期間 ^{(注)6} 中に到来する場合。 また、配当が支払われる場合においても、配当制限若しくは分配可能金額制限の適用又は監督期間配当指示 ^{(注)4} 若しくは配当減額指示 ^{(注)7} がある場合には、それぞれ制限を受ける。
配当制限	平成19年3月31日に終了する事業年度を含む、それ以降のある事業年度中のいずれかの日を基準日とする株式会社関西アーバン銀行最優先株式 ^{(注)1} に関する配当に関して、株式会社関西アーバン銀行がその一部のみを支払う旨宣言し、それが確定した場合、発行会社が当該事業年度終了直後の7月及び1月の配当支払日に本優先出資証券に関する配当として支払可能な金額は、定款に従い、株式会社関西アーバン銀行最優先株式 ^{(注)1} について当該事業年度中の日を基準日として株式会社関西アーバン銀行が宣言し、かつ確定した配当金額(上記一部配当金額を含む。)の合計金額の、かかる株式会社関西アーバン銀行最優先株式 ^{(注)1} の配当金全額に対する比率をもって、本優先出資証券の配当金全額を按分した金額を上限とする。 株式会社関西アーバン銀行のある事業年度中の日を基準日とする株式会社関西アーバン銀行最優先株式 ^{(注)1} に関する配当に関して、株式会社関西アーバン銀行がこれを行わない旨宣言し、かつそれが確定した場合、発行会社は、当該事業年度終了直後の7月及び1月の配当支払日に本優先出資証券に関する配当を行うことができない。
分配可能金額制限	本優先出資証券への配当金は、下記に定める金額の範囲内でなければならない。 (1) 7月に到来する配当支払日(「前期配当支払日」)に関しては、株式会社関西アーバン銀行の分配可能額から下記(A)、(B)及び(C)に記載の金額を控除した金額 (A) 直前に終了した株式会社関西アーバン銀行の事業年度にかかる計算書類につき会社法上必要な取締役会又は株主総会の承認を受けた日以降に株式会社関西アーバン銀行の全ての種類の優先株式に関して支払う旨宣言され、かつそのように確定した配当の金額 (B) 株式会社関西アーバン銀行の子会社(発行会社を除く。)が発行した証券で株式会社関西アーバン銀行の全ての種類の優先株式と比較して配当の順位が同等であるものの保有者に関する配当及びその他の分配金で、その支払の宣言が株式会社関西アーバン銀行の当該事業年度末以降になされた配当及びその他の分配金の金額 (C) 配当同順位株式 ^{(注)8} (もしあれば)の配当で、その支払の宣言が株式会社関西アーバン銀行の当該事業年度末以降になされた配当の金額 (2) 前期配当支払日の翌年1月に到来する配当支払日(「後期配当支払日」)に関しては、上記(1)に記載の金額から下記(x)、(y)及び(z)に記載の金額を控除した額 (x) (後期配当支払日の前日の時点において)前期配当支払日以降上記(A)に定める株式に関して支払う旨宣言され、かつそのように確定した配当の金額 (y) 前期配当支払日に発行会社が本優先出資証券に関して支払う旨宣言された配当の金額 (z) (後期配当支払日の前日の時点において)前期配当支払日以降上記(B)及び(C)に定める証券の保有者に対して支払う旨宣言された配当の金額
強制配当	平成19年3月31日に終了する事業年度を含む、それ以降のある事業年度中のいずれかの日を基準日として、株式会社関西アーバン銀行が株式会社関西アーバン銀行の普通株式に関する配当を行った場合、発行会社は、当該事業年度終了直後の7月及び1月の配当支払日に本優先出資証券に対する全額の配当を行うことを要する(下記(1)、(2)、(3)及び(4)を条件とする。)。強制配当は、当該配当支払日に係る配当不払指示 ^{(注)5} 又は配当減額指示 ^{(注)7} がなされているかどうかには関わりなく実施される。 (1) 支払不能証明書 ^{(注)2} が交付されていないこと (2) 分配制限に服すること (3) 当該配当支払日が監督期間 ^{(注)3} 中に到来する場合には、監督期間配当指示 ^{(注)4} に服すること (4) 当該配当支払日が株式会社関西アーバン銀行の清算期間 ^{(注)6} 中に到来するものでないこと
残余財産分配請求権	1口あたり10,000,000円

(注) 1 株式会社関西アーバン銀行最優先株式

株式会社関西アーバン銀行が自ら直接発行した優先株式で、自己資本の基本的項目に算入され、配当に関する順位が最も優先する優先株式。

2 支払不能証明書

株式会社関西アーバン銀行が支払不能状態であるか、株式会社関西アーバン銀行が発行会社から借り入れている劣後ローンの利息支払を行うことにより株式会社関西アーバン銀行が支払不能状態になる場合に、株式会社関西アーバン銀行が発行会社に対して交付する証明書。

支払不能状態とは、(x)株式会社関西アーバン銀行がその債務を支払期日に返済できないか、若しくはできなくなる状態(日本の破産法上の「支払不能」を意味する。)、あるいは株式会社関西アーバン銀行の負債(上記劣後ローン契約上の債務を除くとともに、株式会社関西アーバン銀行の基本的項目に関連する債務で、残余財産分配の優先順位において上記劣後ローン契約上の債務と同等又は劣後するものを除く。)が株式会社関西アーバン銀行の資産を超えるか、若しくは上記劣後ローンの利息の支払を行うことにより(発行会社の普通株式に関する配当が株式会社関西アーバン銀行に対して行われることによる影響を考慮しても)を超える状態、又は(y)金融庁、その他日本において金融監督を担う行政機関が銀行が支払不能である旨判断し、その判断に基づき、法令に基づく措置を株式会社関西アーバン銀行に関して取ったことをいう。

3 監督期間

監督事由が発生し、かつ継続している期間。

監督事由とは、株式会社関西アーバン銀行が、証券取引法(金融商品取引法及びその承継する法令を含む。以下、同様とする。)により内閣総理大臣に提出することが要求される有価証券報告書若しくは半期報告書に係る事業年度末又は半期末において日本の銀行規制に定める基準に基づき計算される株式会社関西アーバン銀行の自己資本比率又は自己資本の基本的項目比率が日本の銀行規制の要求する最低限のパーセンテージを下回った場合をいう。

4 監督期間配当指示

配当支払日が監督期間中に到来する場合に、株式会社関西アーバン銀行が、当該配当支払日の5営業日前までに発行会社に対してする、(a)当該配当支払日に本優先出資証券に関して配当を行うことを禁止する旨の指示、又は、(b)配当の宣言及び支払を、発行会社が本優先出資証券に対して支払ったであろう金額の100%に満たない場合に制限する旨の指示。

5 配当不払指示

株式会社関西アーバン銀行が、各配当支払日の5営業日前までに、当該配当支払日に配当を行わないよう発行会社に対して求める指示(強制配当支払日及び監督期間配当指示が交付された配当支払日については交付することができない。)

6 清算期間

清算事由が発生し、かつ継続している期間。

清算事由とは、(a)日本法に基づき株式会社関西アーバン銀行の清算手続が開始された場合(会社法(その承継する法令を含む。))に基づく株式会社関西アーバン銀行の特別清算手続を含む。)又は(b)日本の管轄裁判所が(x)日本の破産法に基づき株式会社関西アーバン銀行の破産手続開始の決定をした場合、若しくは(y)日本の会社更生法に基づき株式会社関西アーバン銀行の事業の全部の廃止を内容とする更正計画案を認可した場合をいう。

7 配当減額指示

株式会社関西アーバン銀行が、各配当支払日の5営業日前までに、当該配当支払日に満額配当を行わないよう発行会社に対して求める指示(強制配当支払日及び監督期間配当指示が交付された配当支払日については交付することができない。)

8 配当同順位株式

配当の支払において本優先出資証券と同順位であることが明示的に定められた発行会社の優先株式(本優先出資証券を除く。)

(資産の査定)

(参考)

資産の査定は、「金融機能の再生のための緊急措置に関する法律」(平成10年法律第132号)第6条に基づき、当行の中間貸借対照表の社債(当該社債を有する金融機関がその元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第2条第3項に規定する有価証券の私募によるものに限る。)、貸出金、外国為替、その他資産中の未収利息及び仮払金並びに支払承諾見返の各勘定に計上されるもの並びに欄外に注記することとされている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券(使用貸借又は賃貸借契約によるものに限る。)について債務者の財政状態及び経営成績等を基礎として次のとおり区分するものであります。

1 破産更生債権及びこれらに準ずる債権

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権をいう。

2 危険債権

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権をいう。

3 要管理債権

要管理債権とは、3カ月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権をいう。

4 正常債権

正常債権とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、上記1から3までに掲げる債権以外のものに区分される債権をいう。

資産の査定の額

債権の区分	平成18年 9月30日現在	平成19年 9月30日現在
	金額(億円)	金額(億円)
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	1,360	1,093
危険債権	4,251	3,404
要管理債権	3,056	3,239
正常債権	584,421	619,646

2 【生産、受注及び販売の状況】

「生産、受注及び販売の状況」は、銀行業における業務の特殊性のため、該当する情報がないので記載していません。

3 【対処すべき課題】

当行グループは、平成19年度を、「中期経営計画の実現に向けた第一段階」と位置付けており、引き続きグループ一体となって、「成長事業領域の重点的強化」並びに「持続的成長に向けた企業基盤の整備」の2点に取り組んでまいります。

(1) 成長事業領域の重点的強化

第一に、当行グループは、中期経営計画における7つの成長事業領域を強化してまいります。

(個人向け金融コンサルティングビジネス、支払・決済・コンシューマーファイナンス)

個人のお客さまにつきましては、金融コンサルティングビジネスを更に高度化し、多様な金融サービスをワンストップでご提供する「トータルコンサルティング」を実現してまいります。具体的には、投資信託、個人年金保険、並びにSMBCフレンド証券株式会社が提供する投資一任付き資産運用サービスである「SMBCファンドラップ」等の資産運用商品のラインアップを一段と拡充いたしますと共に、本年12月に全面解禁される保険商品販売に向けた体制整備に取り組む等、お客さまのニーズの多様化や規制緩和等の環境変化をタイムリーに捉えた新たな商品・サービスの提供に努めてまいります。また、有人店舗ネットワークの拡充・整備、並びにコンサルタントの増強も進めてまいります。

支払・決済・コンシューマーファイナンスにつきましては、当行グループは、「本邦No. 1のクレジットカード事業体」を実現するべく、本年4月に株式会社セントラルファイナンス及び三井物産株式会社との間で、また、本年7月に株式会社オーエムシーカードとの間で戦略的提携に基本合意しております。今後、三井住友カード株式会社や株式会社クオークを含めた提携各社が持つ多様な専門性・ノウハウ、顧客基盤、ネットワーク、ブランド力の融合を通じて、お客さまのニーズに的確に応えた良質の商品・サービスの提供を進めてまいります。また、プロミス株式会社との協働事業につきましても、お客さまのライフスタイルに応じた健全なファイナンスニーズに応えるべく、ローン契約機の増設等を通じて引き続き推進してまいります。加えて、ATM手数料の改定や、生体認証対応ATM並びに視覚障害者対応ATMの増設といった、支払・決済サービスにおけるお客さまの利便性・安全性向上に向けた取組みにつきましても、引き続き進めてまいります。

(法人向けソリューションビジネス、投資銀行・信託業務)

法人のお客さまにつきましては、ソリューションビジネスの一層の拡充に取り組んでまいります。具体的には、本年4月に新設したプライベート・アドバイザリー本部を通じた事業承継、プライベートバンキング、職域取引といった個人と法人のニーズが交差する事業領域の強化や、成長企業育成ビジネス、公共法人・地域金融機関取引、環境ビジネス等の強化に取り組んでまいります。

また、シンジケート・ローン、ストラクチャード・ファイナンス等の多様な資金調達手法や、M&Aを通じた事業拡大・再編等の、お客さまの経営課題の解決策を提供する投資銀行業務につきましても、コーポレート・アドバイザリー本部における取組みや、大和証券エスエムビーシー株式会社との協働を通じて、一段と強化してまいります。加えて、本年10月に、当行グループと住友商事グループとの戦略的提携に基づき発足した三井住友ファイナンス&リース株式会社(三井住友銀リース株式会社と住商リース株式会社が合併)並びに住友三井オートサービス株式会社(三井住友銀オートリース株式会社と住商オートリース株式会社が合併)による多様なリース及びオートリース業務、株式会社日本総研ソリューションズによるシステム構築・運用やITコンサルティング業務等、グループ一体となったソリューション提供についても更に推進してまいります。

(グローバルマーケットにおける特定分野)

グローバルマーケットにおきましては、法人のお客さまのグローバル化に対応した多様なサービスを提供いたしますと共に、資金調達・再編ニーズの増加が見込まれる業界や経済発展が著しいアジア地域における取組み、及び、プロジェクト・ファイナンス、船舶ファイナンス等のプロダクツの競争優位性を、一段と強化してまいります。具体的には、拠点網の更なる拡充や、地域横断的な対応が可能なグローバル推進体制の構築を進めてまいります。

(自己勘定投資、アセット回転型ビジネス)

加えて、当行グループは、メザニン、エクイティやファンド投資等の自己勘定投資の強化や、三井住友銀行が貸出等を通じて引き受けたリスクの加工力、及び投資家に対する販売力の向上を通じたアセット回転型ビジネスの強化にも取り組んでまいります。

(2) 持続的成長に向けた企業基盤の整備

第二に、当行グループは、引き続き、持続的成長を支えるべく、企業基盤の整備を進めてまいります。

具体的には、本年9月に施行された金融商品取引法に則り利用者保護を徹底する等、コンプライアンスを一段と強化してまいります。海外におきましても、本年4月に新設した海外コンプライアンス室並びに米州コンプライアンス室等における取組みを通じて、マネー・ロンダリング防止への対応を含め、法令等の遵守を徹底いたします。

加えて、投資銀行業務、グローバルマーケットにおける特定分野といった成長事業領域におけるプロフェッショナル人材の採用強化、IT基盤や営業店設備のリノベーション等の業務インフラの整備、ALM・リスク管理体制の高度化、並びに、CS(お客さま満足度)向上に向けた諸施策を実施してまいります。

当行グループは、今年度、これらの取組みを通じて中期経営計画の達成への歩を進めますと共に、お客さま、株主・市場、社会からのご評価を更に高めてまいりたいと考えております。

4 【経営上の重要な契約等】

該当ありません。

5 【研究開発活動】

当中間連結会計期間の研究開発活動につきましては、その他事業(システム開発・情報処理業)を行う子会社において、業務システムに関する研究開発を行いました。なお、研究開発費の金額は、4百万円であります。